

第9号議案

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第2条第3項の規定に 基づく基準の提出について (案)

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の51及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「省令」という。）第2条第2項に規定する本機関の区分経理において、次に掲げる業務のうち人件費及び運営費等については、当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、区分して経理を行うことが困難である。このため、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日において各勘定に配分することにより経理するため、省令第2条第3項の規定に基づき、別紙のとおり、経理すべき共通の事項の各勘定に配分する基準を経済産業大臣に提出する。

（区分経理を行う業務）

- ・ 広域系統整備交付金交付業務
- ・ 法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務（災害等扶助交付金交付業務）
- ・ 前2号に掲げる業務以外の業務

【添付資料】

別紙：広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第2条第3項の
規定に基づく基準の提出について（案）

以 上

(別紙)

広域総第2021-●号

2021年6月●●日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第2条第3項の規定に
基づく基準の提出について

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）
第2条第3項の規定に基づき、同項に係る基準を別添のとおり提出します。

(別添)

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第2条第3項の規定に係る基準

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）第2条第2項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であり当該勘定に係る部分を区分して経理をすることが困難なときの各勘定に配分する基準は以下のとおりとする。

<配分基準>

各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

以上